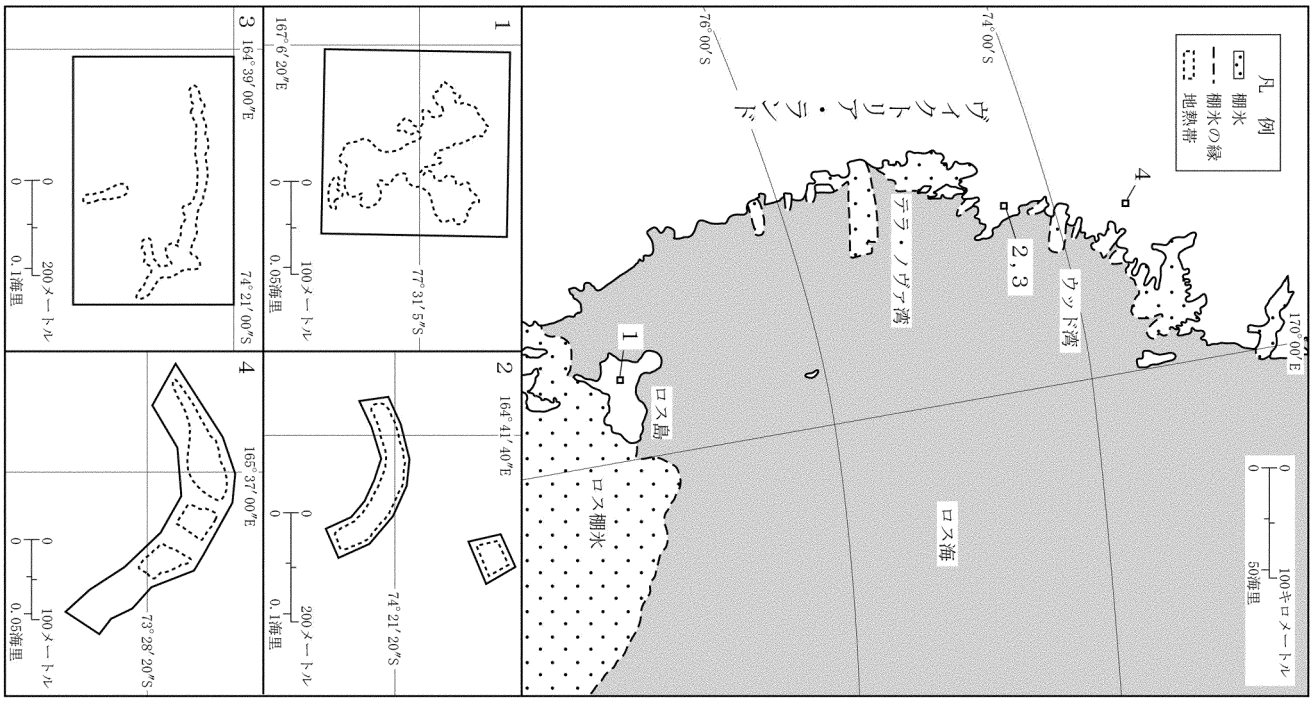
（地　図）



別表第六第十三南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第五号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削る。

別表第六第十四南極特別保護地区の項及び同表第十八南極特別保護地区の項を削る。

別表第六第二十一南極特別保護地区の項第五号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

別表第六第二十四南極特別保護地区の項第一号中「、教育活動又は第六十九南極史跡記念物への訪問」を「又は教育活動」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「科学的調査」の下に「、管理活動又は教育活動」を加え、「七百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。

別表第六第二十八南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　原則として、当該地区への立入りは、南緯六十二度十分二十五秒から南緯六十二度十一分十九秒までのアドミラルティ湾西岸の海岸線からは行わないこと。

別表第六第二十八南極特別保護地区の項第四号を次のように改める。

四　毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、氷河上に限り、着陸することができる。

別表第六第二十八南極特別保護地区の項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「なお」を「また」に改め、「除去すること。」の下に「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第八号中「原則として、」を削り、同号を同項第六号とし、同項中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第三十南極特別保護地区の項を削る。

別表第六第三十六南極特別保護地区の項第五号中「航空機」を「回転翼航空機」に改め、同項第六号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同項第八号中「家きん」の下に「又はその卵」を加え、同項第十一号中「当該」を「原則として、当該」に改める。

別表第六第三十九南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第五号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同項第十号中「ただし、し尿の海域への排出は除く。」を削る。